

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「福祉手帳」という。）の障害等級認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して行った、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に基づく福祉手帳の更新決定処分のうち、障害等級を3級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、2級への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分が違法又は不当であると主張するものと解される。

請求人は長期間にわたり、うつ病と診断され、通院をしているが、一向に回復しない。また、病気に苦しんでいる。家族や友人その他の人達に、もっと上位の等級ではないかと言われている。請求人自身も不安や死をずっと考えているような状態である。

障害等級認定の変更に多々該当する部分があり納得できない。医師にはまだまだ理解できていない部分がある。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 9月13日	諮問
平成30年11月 7日	審議（第27回第2部会）
平成30年12月26日	審議（第28回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に福祉手帳の交付を申請することができることと定め、同条2項は、都道府県知事は、福祉手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に福祉手帳を交付しなければならない旨を、同条4項は、福祉手帳の交付を受けた者は、2年ごとに、同条2項で定める精神症状の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない旨を、それぞれ定めている。これを受けて、法施行令6条は「障害等級」及び「精神障害の状態」について別紙2のとおり定める。

また、法施行令6条3項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動

制限)の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患(機能障害)の状態」(以下「機能障害」という。)と「能力障害(活動制限)の状態」(以下「活動制限」という。)の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている(「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」(平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。)及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」(平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。))。

法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であるところ(法51条の13第1項参照)、判定基準等の各定めは、福祉手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言(いわゆるガイドライン)に当たるものであり、その内容も合理的で妥当なものと解せられる。

- (2) そして、法45条1項及び法施行規則23条1号によれば、福祉手帳の交付申請は、医師の診断書等を添えて行うこととされ、2年ごとの更新申請の場合も同様であるとされていることから(法45条4項及び法施行規則28条1項)、更新申請に係る本件においても、上記(1)の「総合判定」は、提出された本件診断書により、その記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。

このため、本件診断書の記載内容を基にした判断に違法又は不当な点がないければ、本件処分を取り消し、又は変更する理由があるとすることはできない。

2 本件処分の検討

本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 機能障害について

ア 請求人の主たる精神障害として記載されている「うつ病 ICDコード (F32)」(別紙1・1)は、判定基準によれば「気分(感情)障害」に該当する。

「気分(感情)障害」による機能障害については、判定基準によれば、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」が3級とされている。

なお、留意事項2・(2)によれば、「精神疾患(機能障害)の状態を判断するに当たっては、現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する。」とされている。

イ これを請求人についてみると、本件診断書の「発病から現在までの病歴及び治療内容等」の欄(別紙1・3)には、「平成18年8月、交通事故をきっかけに、意欲低下、不眠、食欲不振、性欲低下、出現。平成18年10月、ふれあいクリニックを初診。平成20年5月29日、当院へ転院。規則的に通院し薬物療法と生活指導等行っているが、症状が遷延している。」と記載されている。

また、「現在の病状・状態像等」の欄(別紙1・4)には、おおむね過去2年間において、「抑うつ状態(思考・運動抑制、易刺激性・興奮、憂うつ気分)、不安及び不穏(強度の不安・恐怖感)」がある旨記載され、その具体的程度として「意欲低下、不眠、食欲不振、身体症状が中心。臥床傾向で対人交流も乏しいが、易怒性が時に見られる。頑固な不眠が続いているが、薬物にて睡眠障害は軽快

しつつある。」との記載があり、検査所見には記載がない（別紙 1・5）。

これらの記載内容からすると、請求人は精神疾患であるうつ病を有し、おおむね過去 2 年間に於いて抑うつ状態や不安・不穩の病相期があることが認められるが、その具体的程度等についての記載は乏しく、症状が著しいものであるとまでは読み取れない。

ウ 以上から、請求人の機能障害の程度については、判定基準等に照らすと、その症状が著しいものとして 2 級の「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」に至っているとまで認めることは困難であり、3 級の「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」に該当するものとして、障害等級 3 級と判定するのが相当である。

(2) 活動制限について

次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書の「日常生活能力の程度」欄（別紙 1・6・(3)）は「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」とされている。この記載のみからすると、留意事項 3・(6)の表によれば、請求人の活動制限の程度は、おおむね障害等級 2 級の区分に該当し得るともいえる。

しかし、本件診断書における「日常生活能力の判定」欄（別紙 1・6・(2)）では、8 項目中 6 項目が障害等級 3 級相当とされる「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」、2 項目が障害等級 2 級相当とされる「援助があればできる」とされていることが認められる（障害等級については判定基準参照）。

また、「生活能力の状態」の「具体的程度、状態像」欄（別紙 1・7）には、「自発性の低下著しく、同居する妻に生活全般で頼ってい

る。」と記載されているのみであり、請求人に対し必要とされる援助の状況について、どのような援助をどの程度受けているかの具体的な記述はない（備考欄にも何ら記載はない。）。

そして、請求人の生活環境は「在宅（家族等と同居）」で（別紙1・6・(1)）、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄（別紙1・8）は「生活保護（無）」とされていることから、障害福祉等サービスを利用することなく、定期的に通院治療を受けながら、在宅生活を維持しているものと思料される。

以上から、請求人の活動制限の程度については、判定基準等に照らすと障害等級2級相当であるとまでは認めがたく、おおむね障害等級3級程度に該当すると判定するのが相当である。

(3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害程度については、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」である2級に至っているとまでは認めがたく、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」として障害等級3級に該当するものと判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張

請求人は、上記（第3）のとおり主張するが、前述（1・(2)）のとおり、障害等級の認定に係る総合判定は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書に記載された請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級3級と判定するのが相当であることは上記2記載のとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び別紙2(略)